

重要事項説明書

(医療保険)

1 訪問看護かがやきかがやきの概要

事業所名	社会医療法人慶明会 訪問看護ステーションかがやき
所在地	宮崎県 東諸県郡国富町岩知野字六江762番地
サービスの種類	訪問看護 (ステーションコード: 1990047)
サービス提供地域	国富町・宮崎市・綾町・西都市

2 職員体制

	資格	常勤・非常勤
管理者	看護師	1名
従業者	看護師	5名以上
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上
	事務職員	1名

3 営業日・時間

平日 午前 8:15～午後 5:15

土曜日 午前 8:15～午後 5:15

※休業日は、日曜・祭日・年末年始 (12月30日～1月3日)

※ 営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので緊急時などは時間外でも対応可能です。

4 サービス内容

自宅で療養されている方が安心して療養生活が送れますように主治医の指示を受けて当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問致します。

- ・病状、障害の観察 (バイタルチェック)
- ・医療処置の実施及び指導 (吸引・酸素吸入・カテーテル管理・褥創の処置等)
- ・看護、介護技術の実施と指導 (洗髪・清拭・入浴・排泄・体位保持等)
- ・栄養、食事療法に関する相談と指導
- ・リハビリテーションの実施と指導
(理学療法士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりの訪問となる。)
- ・ターミナル (終末期) ケア
- ・認知症患者の看護
- ・介護用品の紹介や工夫の仕方と実施
- ・療養生活環境の調整と指導

- ・かかりつけ医師への連絡調整及び報告
- ・行政機関やサービス、他施設利用に関する情報提供や調整
- ・その他、医師の指示による医療処置、介護・看護に関する相談

5 利用料金

(1) 基本利用料

利用料者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

【料金料1】：費用額の1割・2割・3割

(利用者が提示するマイナンバーカード等で確認)

訪問看護管理療養費

月の初日		7,670円
月の2日目以降の訪問	(1日につき)	3,000円

訪問看護基本療養費Ⅰ

	週3日迄	週4日以降
看護師・理学療法士等	5,550円	6,550円

訪問看護基本療養費Ⅱ

	週3日迄	週4日以降
看護師・理学療法士等	5,550円	6,550円
(同一建物3名以上)	2,780円	3,280円

(訪問看護基本療養費Ⅲ)

	外泊時2回迄
看護師・理学療法士等	8,500円

【料金料2】：加算について

項目	金額	算定要件
難病等複数回訪問看護加算		
1日に2回の場合	4,500円	同一建物1人又は2人
	4,000円	同一建物3人以上
1日に3回以上の場合	8,000円	同一建物1人又は2人
	7,200円	同一建物3人以上
緊急時訪問看護加算	2,650円	月14日目迄
	2,000円	月15日目以降
長時間訪問看護加算	5,200円	週1回を限度
複数名訪問看護加算	4,500円	看護師等の複数名訪問(1回/週)

夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	夜間：18 時～22 時
深夜訪問看護加算	2,100 円 4,200 円	早朝：6 時～8 時 深夜（22 時～6 時）
24 時間対応体制加算	6,800 円	緊急時の求めに応じ 24 時間対応
特別管理加算 I	5,000 円	特別な管理を必要とする状態
II	2,500 円	
退院時共同指導加算	8,000 円 +2,000 円	退院（退所）時の共同指導 特別管理加算対象者
退院支援指導加算	6,000 円 8,400 円	退院日に支援指導が必要な状態 長時間の場合
在宅患者連携指導加算	3,000 円	療養上必用な指導を行った時
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	痰吸引等の介護職員への指導
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000 円	緊急的なカンファレンス・月 2 回迄
専門管理加算	2,500 円	専門の研修を受けた看護師訪問
医療 DX 情報活用加算	50 円	オンライン資格確認等の活用
ベースアップ評価料	780 円	賃金の改善に対しての加算
訪問看護ターミナルケア療養費 I	25,000 円	ターミナルケアを行った最終月
訪問看護ターミナルケア療養費 II	10,000 円	
訪問看護情報提供療養費 I・II・III	1,500 円	市町村等に情報提供をした場合

(注) 准看護師がサービスを提供する場合、上記表の 10%減額になります。

- ・上記金額に負担率を乗じた金額が自己負担額となります。
- ・訪問回数は、週 3 日までとなります。(週 4 日以上訪問適応の疾病あり。)
- ・身体障害者の医療受給者証や特定疾患の医療受給者証など、公費負担の方の場合は利用金額が免除もしくは減額されます。

【その他の利用料】

項目	自己負担額
2 時間を超えるサービス（1 時間につき）	2,000 円
死後の処置料	10,000 円
エンゼルセット	1,000 円

(2) 料金のお支払い方法

- ・料金は、月ごとの精算とし毎月 10 日頃に前月分の請求を致します。月末迄にお支払い下さい。支払い時に領収書を発行致します。
- ・銀行等からの口座振替と現金払いのどちらからかお選び頂けます。

6 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。

7 キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。
キャンセル料金はかかりません。

8 サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

- ・ご利用にあたってはかかりつけ医師の指示が必要です。かかりつけの医師がない場合は、当ステーションにご相談下さい。
- ・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネージャー）へご相談下さい。

(2) サービスの終了

- ・利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日を事前に申し出て下さい。
- ・当ステーションの都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1カ月前までに文書又は口頭で通知いたします。

(3) 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設や病院等に入院した場合。
- ・利用者が死亡された場合。

9 緊急・事故発生時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、速やかにかかりつけ医へ連絡し必要な措置を講じます

10 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

（但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、損害額を減ずる）

11 個人情報保護

利用者又はその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努め、訪問看護の提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

12 虐待の防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者へ周知徹底を行います。
- (2) 担当者を設置し、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報するものとします。

13 身体抑制等の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

又、やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人又は家族に対し身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並び理由を記載します。

14 ハラスメントの対策

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じています。

- (1) 利用者、利用者の家族等からの事業所や従業者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他の著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約の廃止をさせて頂く場合があります。

15 業務継続計画の策定（災害・感染）

感染症の蔓延や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定しています。

- (1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。
- (3) 災害・感染症蔓延時は、他の協ラストーション・併設病院職員の協力を得ることがあります。

16 サービス内容に関する相談・苦情担当

提供された訪問看護サービスの内容や従事者の態度等についての相談・苦情はいつでも担当者にご連絡下さい。

(1) 当ステーション利用者相談・苦情担当

ステーション管理者 深田 孝子 電話 0985-75-9880

(2) 市町村又は、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

17 その他

当事業所において、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで臨むことにしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただきご協力お願い致します。

- ① 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い利用者又は、利用者の家族の同意を得て行います。
- ② 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者及びご家族の方は、学生の実習に関する意見・質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。
- ④ 利用者及び利用者のご家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。又拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生は臨地実習を通して知り得た利用者及び利用者のご家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。